

## 少年法における「少年」の年齢を18歳未満と引き下げることについて反対する会長声明

### 第1 はじめに

当会は、2015年7月3日に「少年法の適用年齢引き下げに反対する会長声明」を公表し、その後2017年10月には、少年法適用年齢引き下げ問題シンポジウム「18歳の万引少年はどこへ行くべきか」を開催したうえで、2018年1月29日に「少年法の適用対象年齢を現行の20歳未満から18歳未満に引き下げることについて反対する総会決議」を行った。

2017年2月、法務大臣が法制審議会に対し、「非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方」とともに「少年法における『少年』の年齢を18歳未満とすること」を諮問するに至った。これを受け、法制審議会に少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（以下「部会」という。）が設置され、仮に少年法の適用年齢を18歳未満とした場合に採り得る刑事政策的対応を含めた犯罪者処遇策が検討されており、また、それらも踏まえた上で少年法の適用年齢引き下げの是非が議論されている。その後、2018年6月には、少年法適用年齢の引き下げの議論がなされるきっかけともいえる民法の成年年齢を18歳に引き下げる内容の民法の一部改正法が、様々な意見がなおある中で成立した（2022年4月施行予定）。

今回、このような議論状況に鑑み、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすることについて反対する意見を述べるものである。

### 第2 少年法における「少年」の年齢を引き下げない理由

上記会長声明や総会決議でも述べたとおり、少年法は、その体制が約70年にわたり、極めて有効に機能し、少年非行の減少・非凶悪化に大きく寄与しているのであって、法制審議会の部会においても、そのことは当然の前提とされている。また、法律で定められている年齢要件は、それぞれの法律の趣旨や立法目的に基づいて定められているべきであるから、「国法上の統一」や「分かりやすさ」等は少年法について適用年齢を下げる根拠とはなり得ない。さらに、少年法は、犯罪ではない「ぐ犯」についても少年審判の対象とし、犯罪に及ぶ前の段階であっても、必要に応じて保護処分を付するなどして、対象者の成長を支援してその立ち直りを図ってきたところ、少年法の適用年齢が18歳未満へと引き下げられれば、これまでぐ犯少年として手当てしていた年長少年について、家庭裁判所が全く対応できなくなるという問題も生じることになる。

### 第3 適用年齢引き下げ後の刑事政策ないし犯罪者処遇策の問題点

上記部会における議論によれば、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げた場合、18歳、19歳で犯罪行為を行った者は、刑事訴訟法に基づく刑事裁判手続によることになる。しかし、同手続は、犯罪の背景にある対象者の問題性それ自体を立証の対象とする制度ではないため、問題性に対応するために有効な処遇を選択することが困難である。さらには、手続の過程において、現行少年法下で家庭裁判所調査官が行っているような教育的な働き掛けも行えなくなる。

また、比較的重い罪を犯した18歳・19歳の者は、少年法に基づく「健全育成」を目的とした少年院教育ではなく、刑務所での処遇を受けることになるが、現状、刑務所での処遇は刑務作業が中心であり、対象者の問題性に対応した処遇が十分に行い得なくなるという問題があり、一方、比較的軽微な罪を犯した18歳、19歳の者は、その大部分が起訴猶予となり、何らの働き掛けも受けず、矯正の機会を与えられないままになってしまうことになる。

これに対し、部会では、検察官が、被疑者が罪を犯したと認める場合において、必要があると認めるときは、被疑者が守るべき事項を設定し、所定の期間、被疑者を保護観察官による指導・監督に付する措置をとることができる「起訴猶予に伴う再犯防止措置」が検討されている。

しかし、検察官はその要保護性について調査判断する専門性を持たず、検察庁の組織としても専門の職員はいないため、制度としての実効性を期待することができないといえる。また、このような措置については、現行法における本来の検察官の役割を逸脱するとともに、裁判所での有罪判決の前に行われるものであり、無罪推定の原則にも反するものである。

さらに、部会では、若年犯罪者等の改善更生及び再犯防止を図る観点から、いわゆる再度の執行猶予の適用を拡大し、保護観察付き執行猶予の活用を図ろうとする制度が検討されている。しかしながら、少年法下における保護観察と異なり、刑事訴訟手続には家庭裁判所調査官のような調査機構が存在せず、処遇に向けた調査資料は収集されないため、対象者についてのわずかな資料しか保護観察官の手元には届かず、対象者の問題性等を十分に把握した上での処遇を行うことが困難となるという大きな問題がある。

そのほか、部会では、家庭裁判所における「若年者に対する新たな処分」についても検討されているが、その具体的内容をも、その処遇効果について現在の少年審判と同程度のものを期待することは到底できない。

#### 第4 結論

以上に述べたとおり、現在有用に機能している少年法を、引き下げる必要性はなく、また、引き下げによる弊害が極めて大きいのであって、これを行うべきではない。したがって、当会は、少年法における「少年」の年齢を18歳未満へ引き下げることに改めて反対する。

2019年（平成31年）1月23日

宮崎県弁護士会

会長 山崎真一

